

新潟市高齢者虐待防止マニュアル

【概要版】

令和元年5月

新潟市

1 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任等により高齢者に対し、心や身体に深い傷を負わせ、人権の侵害や尊厳を奪うことを言います。

高齢者虐待の区分と内容・具体例

区分	内容	具体的な例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為。 外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。 本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為。 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与え、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に扱う行為。 身体拘束 	<ul style="list-style-type: none"> 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る。火傷、打撲させる。 本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 医学的判断に基づかない、痛みを伴うようなりハビリを強要する。 移動させるときに無理に引きずる。 無理やり食事を口に入れる。 身体を拘束し、自分で動くことを制限する。(ベッドに縛り付ける、ベッドに柵を付ける、つなぎ服を着せる、意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する) 外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 専門的診断や治療、ケアが必要にも関わらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを周囲が納得できる理由な 	<ul style="list-style-type: none"> 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題になり、皮膚が汚れている。 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続き、脱水症状や栄養失調の状態にある。 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 徘徊や病気の状態を放置する。 虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにも関わらず、無視する。 本来は入院や治療が必要にも関わらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など

	<p>く制限し、使わせない、放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 	
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 排泄の失敗等を嘲笑し、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。 怒鳴る、ののしる、悪口をいう。 侮辱を込めて、子どものように扱う。 高齢者が話しかけているのに意図的に無視する。 排泄交換や片付けをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあて、食事の全介助をする。 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にし、放置する。 キス、性器への接触、セックスを強要する。 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にし、下着のままで放置する。 人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 性器を写真に撮る、スケッチをする。 わいせつな映像や写真をみせる。 など
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 年金や預貯金を無断で使用する。 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など

※意図的であるか否かは問いません。状況的に恒常性、継続性がみられ、改善の見込みがない場合は特に注意が必要です。

※「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き,2010,3」をもとに加筆

高齢者本人の「自覚」は問わない

高齢者本人が「自分が虐待されている」と自覚があるかどうかは問題になりません。本人に自覚がなくても、客観的に見て権利が侵害された状態に置かれている場合には、高齢者虐待に当てはまるものとして、必要な介入や支援の対象と考えるべきです。

セルフネグレクト（自己放任）について

高齢者が自分の意思で、または認知症やうつなどのために生活に関する能力や意欲が低下し、自分の意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている場合があります。

このように、自己の身体的・精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に、自ら追い込むことをセルフネグレクト（自己放任）と言います。

セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法に定める虐待の定義には定められていませんが、高齢者の権利利益が客観的に侵害されていることは変わりないといえます。

セルフネグレクトの状態とは、①判断能力が低下している、②本人の健康状態に影響が出ている、③近隣との深刻なトラブルになっている場合などがあげられますが、高齢者の尊厳を守るという観点から、支援が必要かどうかを総合的に判断し、関係機関と連携して適切に対応していくことが求められます。その際、必要に応じて高齢者虐待に準じた対応が行えるよう、高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

【参考】セルフネグレクト（自己放任のサイン）

- ・ 脱水症状、栄養不良、未治療又は不適切な治療状況、不衛生状況。
- ・ 危機的、非安全な生活水準（例：不適切な配線状況、室内トイレなし、冷暖房なし、配水設備の不備等）。
- ・ 不衛生又は汚い住居（例：害虫の出没、トイレの故障、尿のにおい、悪臭等）。
- ・ 不適切又は不十分な着衣状況。
- ・ 必要な医療器具の欠如（例：眼鏡、補聴器、義歯等）。
- ・ 金銭管理ができず、不適切な金銭の蓄え。

参考：米国高齢者虐待問題研究所（National Center on Elder Abuse）による
（東京都高齢者虐待対応マニュアル第1章高齢者虐待とは より）

2 養護者による高齢者虐待のとりえ方

①「高齢者」のとりえ方

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています（第2条第1項）。高齢者虐待防止法の附則2で、「高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定しており、「高齢者」にあたらぬ者についても適切な対応が必要です。

【65歳未満の者に対する虐待の場合】

- ・市町村には、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他被保険者の権利擁護のために必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられていますが（介護保険法第115条の4第1項第4号）、介護保険法にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られていません。
- ・老人福祉法では、措置の対象者を原則として「65歳以上の者」と定義し、「65歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。

従って、65歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を実施することが重要と考えられます。

②「養護者」のとりえ方

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう」（第2条第2項）と定めています。

「現に養護する」という文言上、「養護者」は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指すと解されます。

養護者が、同居人による高齢者への身体的・心理的・性的虐待を放置した場合には「養護を著しく怠ること」にあたり、高齢者虐待として規定します。

また、養護者は、必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、近くに住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であると考えられます。

※ 現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか（全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか）具体的な事実に即して適切に判断する必要があります。

3 在宅高齢者虐待対応における関係機関に期待される役割について

高齢者虐待は、複雑な問題があり1つの機関では対応できないことが多く、地域の各関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応することが重要です。また、高齢者虐待防止法の第5条において、養介護施設、病院、保健所等高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等職務上関係のあるものは高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならないとされています。

高齢者虐待防止法においては、市（区）が第一義的に責任を有し、地域包括支援センターに業務を委託する主体として位置付けていることを踏まえると、より地域に密着した立場である地域包括支援センターが対応の中心となります。

ただし、あくまで業務の責任主体は市（区）自身であることからその業務への関与を継続することが基本となります。

参考：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省老健局（平成18年4月）

・ 高齢者支援課

- ・ 実務担当者への助言・支援
- ・ 市としての体制づくりのための協力依頼（介護保険施設・事業所、医療機関、警察など）
- ・ 研修会等を開催し、関係職員の知識・技術の向上を図る
- ・ 関係者の情報交換の場づくり、事業説明、課題整理を行い、理解を得る
- ・ 市民、関係機関へのPR
- ・ 新潟市高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、新潟市の虐待防止の取り組みについての報告や検討、協議を行う
- ・ 養介護施設従事者等による虐待発生時の対応、関係機関との調整
- ・ 区が適切な権限行使の判断実施を行う際の助言、支援

・ 区役所健康福祉課（高齢介護担当）

- ・ 在宅高齢者虐待の早期発見・相談・通報を受付
- ・ 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言
- ・ 受付機関からの報告または直接通報を受けた場合、高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議し、情報収集や関係機関との調整
- ・ 会議等の結果やモニタリングの状況により課題整理と支援の方向性を共有・検討し、アセスメントの統括
- ・ 区内ケースの進捗管理
- ・ 関係機関に事業説明、実施報告、課題整理を行い、理解を得る
- ・ 必要時、適切な権限行使として立入調査、成年後見の市長申立、老人福祉法上の措置等の判断実施
- ・ 地域包括支援センターの支援

・ 地域包括支援センター

- ・ 地域の身近な相談場所として、在宅高齢者の虐待の早期発見・相談・通報を受付
- ・ 虐待や虐待と思われる相談、通報に対して、区健康福祉課や地域保健福祉センターへの報告と連携した対応
- ・ 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言
- ・ 高齢者虐待の相談・通報を受けたときは、当該高齢者の安全の確認及び事実確認及び虐待対応協力者とその対応について協議し、関係機関と連携して対応する
- ・ 会議等の結果やモニタリングの状況によりアセスメントを実施し関係機関と連携して支援を行う
- ・ 支援実施後のモニタリング
- ・ 虐待の早期発見や防止活動（広報・PR）、見守り活動等を行う上でのネットワークの構築
- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業等さまざまなサービスへの支援

・地域保健福祉センター、地域保健福祉担当

- ・在宅高齢者の虐待の早期発見・相談・通報を受付
- ・高齢者や養護者に対する相談、指導、助言
- ・会議等の結果やモニタリングの状況によりアセスメントを実施し関係機関と連携して支援を行う
- ・日頃の業務において、認知症等疾病の理解や養護者への支援を行うことで、虐待の予防に努める

・高齢者虐待対応専門職チーム

- ・市町村や地域包括支援センターが行う、高齢者虐待等の権利擁護困難事例を扱う個別ケース会議、事例検討会等に専門職チーム（弁護士と社会福祉士のペア）を派遣して、客観的・専門的助言を行う
- ※「高齢者権利擁護対応アセスメントシート・専門職チーム活用後の経過報告シート」を提出して対応

・居宅介護支援事業者

- ・本人や家族からの相談や高齢者の状況により、虐待の早期発見
- ・サービス提供事業者、地域住民等からの情報提供により虐待の早期発見
- ・相談内容や状況を整理し、高齢者の危険性を判断し、ケアマネジメントの反映
- ・虐待や虐待と思われる事例を発見した場合、区健康福祉課、地域保健福祉センター、地域包括支援センターへ相談するなどの連携

・介護保険サービス事業者

- ・サービス提供時に高齢者・養護者の状況を観察し、虐待の早期発見
- ・虐待や虐待と疑われる事例を発見した場合、区役所健康福祉課・地域保健福祉センター・地域包括支援センターへ報告し、必要時検討会に出席し今後の援助方針、対応方法を確認

・民生委員等地域住民

- ・高齢者の様子等から虐待が疑われる場合は、地域包括支援センターや区健康福祉課・地域保健福祉センターへ相談
- ・地域での高齢者や養護者等への声かけにより、養護者が地域から孤立しないよう見守る

・医療機関

- ・高齢者、養護者の身体的、心理的状況から高齢者虐待が疑われる場合は、地域包括支援センターや各区健康福祉課へ相談
- ・高齢者の虐待に対する医療的観点からの関わりと今後の支援の方向性に対する連携協力

・警察

- ・事件、犯罪性のある状況下への協力、相談（立入調査等の際、必用に応じた同行訪問）
- ・高齢者、養護者等から警察署への相談、通報への支援と必要に応じ関係者へ連絡、通報

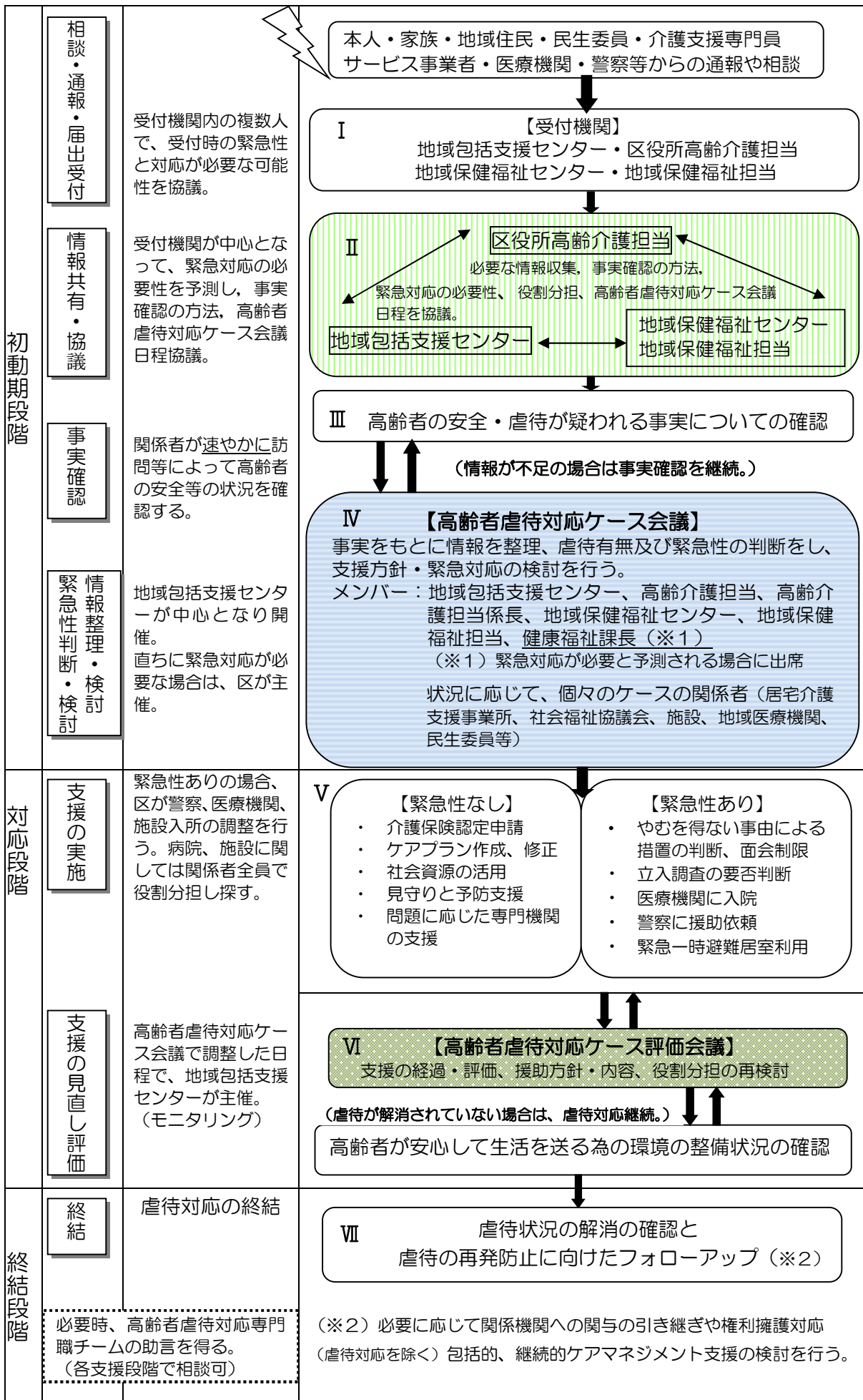
・法律家（弁護士、司法書士等）

- ・高齢者、養護者等の人権や尊厳が守れない状況下における相談、支援

・新潟市高齢者虐待防止連絡協議会

- 主催：高齢者支援課
内容：虐待の状況把握・関係機関の連携体制の整備・虐待防止施策の検討等
委員：新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟県弁護士会、新潟地方法務局、新潟県警察本部、新潟市民生委員・児童委員協議会連絡会、新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会、新潟市訪問介護事業者連絡協議会、新潟県老人福祉施設協議会、地域包括支援センター代表、新潟市社会福祉協議会
オブザーバー：新潟家庭裁判所、こころの健康センター など

4. 養護者による高齢者虐待防止支援フローチャート



新潟市高齢者虐待防止マニュアル【概要版】

令和元年5月

発行：新潟市役所 福祉部 高齢者支援課

〒 951-8550

新潟市中央区学校町通1番町 602-1

TEL：025-226-1290 FAX：025-222-5531

<http://www.city.niigata.lg.jp/>